第１号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者　住所

氏名

神奈川県庁版就労訓練事業利用申請書

私は、就労技能を向上させ一般就労に就くために、神奈川県庁版就労訓練事業を利用したいので、関係書類を添えて申請します。

自立相談支援機関等記入欄

|  |
| --- |
| (1)自立相談支援機関等名及び担当者名(2)申請者のプロフィール年齢：性別：連絡先：健康状態：就労歴：就労技能：自立相談支援機関等による支援の経過：(3)申請者が神奈川県庁版就労訓練事業を利用することで期待する効果 |

【添付資料】

(1) 自立相談支援機関等が作成した支援プランの写し

(2) 誓約書（第２号様式）

第２号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

誓約書

わたくし　　　　　（氏名）は、神奈川県において就労訓練に参加する際は、下記の事項を厳守することを誓います。

記

１　就労訓練期間中は、神奈川県の就労支援担当者の管理・監督の指示に従います。

２　就労訓練の内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 受入事業所名 | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 |
| 訓練場所（住所） | 神奈川県横浜市中区日本大通1　神奈川県庁庁舎（東庁舎を原則とする） |
| 訓練期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 訓練時間 |  |
| 訓練内容 |  |
| 手当等 | 神奈川県庁版就労訓練事業補助金交付要綱に基づく支給を希望 |

３　就労訓練に際しては、次の事項を厳守いたします。

(1) 神奈川県の名誉を貶めるような言動を行いません。

(2) 神奈川県の営む事業を阻害するような言動は行いません。

(3) 就労訓練期間内に知り得た神奈川県の機密情報に属するものは、一切漏洩いたしませ

ん。

以上、誓約いたします。

第３号様式（第６条関係）

生援第　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　様

神奈川県知事　黒岩　祐治

　　　（公　　印　　省　　略）

神奈川県庁版就労訓練事業利用決定通知書

令和　　年　　月　　日付けの神奈川県庁版就労訓練事業利用申請書により申請のあったことについては、審査の結果、次のとおり決定しましたので、通知します。

訓練利用者として承認する　　　　　　　　　　　訓練利用者として承認しない

（訓練の実施内容は申請のとおり）

承認しない場合の理由

|  |
| --- |
|  |

第４号様式（第７条関係）

神奈川県庁版就労訓練事業における確認書

訓練実施者及び訓練対象者は、雇用関係のない就労訓練事業にあたり、下記の事項を確認します。

記

１　就労訓練期間及び場所

（１）　　　年　　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）

午前　　　時　　　分～午後　　　時　　分（休憩　　　分）

（２）場所：神奈川県横浜市中区日本大通1　神奈川県庁舎（東庁舎を原則とする）

２　訓練内容

（１）〇〇〇〇（例：チラシ等の封入詰め）

（２）〇〇〇〇（例：資料のホチキス留め）

（３）〇〇〇〇（例：その他簡易な事務作業）

３　手当等の支給

（１）訓練実施者は、訓練対象者に対し、別途定める「神奈川県庁版就労訓練事業補助金交付要綱」に基づき、訓練に参加した時間に応じ、１時間あたりの手当や実費相当の交通費を支給する。

（２）なお、訓練実施者は、前項の支給金額について、遅刻、欠勤、早退の理由で実際に訓練に参加しなかった時間以上の減額をすることはできない。また、所定の作業量をこなせない、所定の時間に作業が終わらない、所定の仕事の仕方ができないなどの理由で減額することもできない。

４　就労支援担当者の選任及び業務

（１）訓練実施者は、就労支援担当者を１名以上、職員より選任するものとする。ただし、

専属の必要はなく、兼務でも可能とする。

（２）就労支援担当者は、自立相談支援機関等

と連携し、定期的な訓練対象者との面談を経て以下の業務を行うものとする。

①就労支援プログラムの作成

　　②訓練対象者の就労状況の把握、助言指導

　　③訓練担当者に対する一般就労に向けた相談援助

　　④生活支援、健康管理の指導

　　⑤自立相談支援機関等との連絡

　　⑥その他訓練対象者の一般就労に向けた支援に関する業務（求職活動の支援も含む）

　　⑦就労支援プログラムの見直し・更新

５　訓練期間中の留意事項

（１）期間中、訓練対象者は、訓練計画に基づき、就労支援担当者の指示に従う。ただし、

生活援護課以外の所属の依頼による作業を訓練内容とする場合、当該所属職員による技

術的な指導を行う場合がある。

（２）期間中、作業の日時、作業量の目標は、訓練対象者が決定できる。

（３）期間中、必要な作業量が増加したとしても、訓練実施者は、訓練計画に基づいた訓練

対象者の作業量は変えないものとし、就労支援担当者は、訓練対象者に対し、能率を上げ

るための作業の強制はできない。

（４）期間中、手当等に限らず、所定の作業量をこなせない、欠勤、早退、遅刻が多いこと

の理由で、訓練実施者は、訓練対象者に対し不利益なことをしてはならない。

（５）作業中、訓練対象者は、訓練生と明記された名札を着用する。

（６）期間中、訓練対象者は、訓練計画に不満等がある場合は、いつでも自立相談支援機関等にその旨を相談することができる。

（７）訓練実施者は、訓練対象者について、障害保険等に加入するものとする。期間中に、作業中及び作業外で事故など災害が発生した場合、訓練対象者は速やかに就労支援担当者並びに相談支援期間に連絡し、指示を受ける。

６　遵守事項

訓練対象者は、職場の秩序を乱す行為及び事業所機密の漏洩等神奈川県に損害を与える

行為をしてはならない。事業主は、訓練対象者について知り得た秘密を第三者に漏洩して

はならない。

７　危険有害業務等

訓練実施者は、訓練対象者に対し、一般職員と同様の安全衛生面の配慮をおこなうものとし、年齢にかかわらず、労働基準法第６２条に規定する危険有害業務等の危険な作業に従事させてはならない。（＊注）

（＊注）労働基準法第６２条　年少者（１８歳未満）の危険有害業務の就業制限規定

８　訓練計画の中止

訓練対象者と訓練実施者は、次の場合、自立相談支援機関等との協議を経て、訓練期間中であっても、訓練を中止することができる。

（１）訓練期間中に、訓練対象者の能力向上により、支援を要しない自律的な就労ができる

ようになった場合。ただし、自立相談支援機関等との確認を経た上で、訓練実施者と訓練対象者が合意した場合でなければならない。

（２）訓練対象者が、違法な行為を行った場合、事業所に損害を与える場合等、社会通念上、非行その他不相応な行為を行った場合

（３）その他やむを得ない事由があると認められる場合

９　その他

この確認書に定めのない事項については、自立相談支援機関等との協議を経て、取り決めるものとする。

以上

　　年　　月　　日

訓練実施者　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　氏名

訓練対象者　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　氏名